

鳥取県平成 30 年 7 月豪雨特別金融支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県平成 30 年 7 月豪雨特別金融支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成 18 年 4 月 5 日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知。）に定める鳥取県災害等緊急対策資金について、同資金制度要綱（平成 24 年 3 月 22 日付第 201200000446 号鳥取県商工労働部長通知。）第 3 条の規定に基づき指定した「平成 30 年 7 月豪雨」（平成 30 年 7 月 12 日付第 201800104583 号鳥取県商工労働部長通知。）に係る融資を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）が、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）のうち、新規借入金（既存借入金の借換を目的とした借入を除く資金をいう。）に係る利子負担に対し支援することにより、豪雨により影響を受けた者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、新規借入金に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。）の返済（以下「間接補助事業」という。）に対して、36 か月以内の期間において、その全部または一部の額（以下「間接補助対象経費」という。）の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）以下とする。

ただし、債務の不履行等により生じた遅延利息等は対象としない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年 2 月末日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、規則第 18 条第 1 項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第 3 号によるものとする。

(間接交付の条件)

第 6 条 市町村長は、第 3 条第 1 項に規定する間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条（第 4 項を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第 2 号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	市町村長が定める

	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金
--	----------------	-------

(指示等の報告)

第7条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第8条 市町村長は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。